



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	シベリア出兵期、日本軍によるハンガリー人捕虜射殺事件の研究
Author(s)	近藤, 正憲
Description	研究ノート
Citation	スラヴ研究, 53, 333-353
Issue Date	2006
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/39292
Type	departmental bulletin paper
File Information	53-013.pdf



シベリア出兵期、日本軍による ハンガリー人捕虜射殺事件の研究

近 藤 正 憲

はじめに

(1) 問題意識

ハンガリーと日本の二国間の歴史において、第一次世界大戦後の時期は、両国の関係が根本的に変化したという意味で注目すべき時期である。

ヨーロッパの大国であったオーストリア＝ハンガリー二重君主国は第一次世界大戦の敗戦と革命の混乱の中で崩壊し、その一半であったハンガリー王国もその領土を解体されるにいたる。ハンガリー人（マジャール人）は二重君主国のもとでは他の諸民族を支配する支配民族であったが、敗戦後、旧領土の約72%と人口の約64%を失った。新生ハンガリーはハンガリー人のみが居住する地域を中心とした単一民族に近い小国家に再編成された。喪失した領土にはハンガリー系住民が多数いたことから、この新しいハンガリーには社会全体に領土回復要求が充満しており、周辺の新独立国との関係は常に緊張をはらんでいた。

一方日本はこれとは対照的に第一次世界大戦の戦勝国となり、国際連盟の常任理事国にも名を連ねて列強の一員としての地位を固めるにいたる。そしてその勢力拡大の矛先を大陸の内部へと広げようとしていた。

孤立した小国としてのハンガリーと帝国主義的な拡張を目指す大国としての日本、第二次世界大戦まで続く両国の姿はこのとき出現したのであった。

両国の関係において第一次世界大戦後の時期が注目されるのにはもう一つ理由がある。それはこの時期に、歴史上初めて、一般のハンガリー人と日本人が大規模に、そして直接的に接する場を得たからである。舞台はシベリアの捕虜収容所、そしてその主体は、ヨーロッパの東部戦線でロシア軍に投降し、移送先のシベリアで一時期を過ごしたハンガリー人捕虜と、祖国のシベリア出兵によって東部シベリアに派遣され、接收した捕虜収容所の管理者となった日本軍の将兵であった。

第一次世界大戦中、日本軍の青島攻撃に伴って生じた捕虜（主としてドイツ帝国軍）の研究は、収容所のあった地域で、多くは郷土史の立場からなされてきた⁽¹⁾。しかし、日本においては、シベリア出兵期の在シベリア捕虜収容所の実態やハンガリー人捕虜について

1 チンタオ・ドイツ兵俘虜研究会 HP <http://homepage3.nifty.com/akagaki/indexb.html> (URL は2006年5月2日現在有効)

第一次世界大戦中、全国に16箇所あった捕虜収容所には合計5000名ほどの捕虜が収容された。収容所があった板東、久留米、習志野等については今日まで様々な研究がなされている。なお捕虜のほとんどはドイツ帝国の捕虜であったが、青島攻撃当時その地に偶然寄港していたオーストリア＝ハンガリーの軍艦、カイゼリン＝エルゼベト号の乗組員もその中に含まれている。

はほとんど知られていない。わずかに元捕虜のメゼイ・イシュトヴァーン (MEZEY István) によっていくつかの記録やエピソードが残されている程度である。

メゼイの書いた内容はどれも、日本軍に対する感謝の言葉で満ちている。それは「日本軍の管理下の収容所はロシアの収容所より格段に待遇がよく、日本人は友好的で親切であった。我々ハンガリー人元捕虜は解放者である日本に深く感謝している。」というものである⁽²⁾。

これまで、日本においてもハンガリーにおいても、シベリア出兵期のハンガリー人と日本人との邂逅が友好的に行われ、両国民の交流の重要な一ページとなったと解釈されてきた⁽³⁾。その根拠となるのは、ほとんどがメゼイの記述、ないしそれをもとにした他の記述である。

在シベリアのハンガリー人捕虜は日本軍の管理下に入る前にロシア人の管理する収容所にいた経験がある。そして革命側においても、反革命側においても収容所で捕虜は暴力を伴う扱いを受け、その生活がひどいものであったことは複数の史料から裏付けられ、メゼイの日本に対する感謝の表現は一面において、他の捕虜の心を代表していると言えると思う。

しかし、メゼイの日本賞賛の記述は 1920 年代中葉から 1940 年代初頭にかけて書かれたものである。彼は洪日協会の設立メンバーであり、この時期その組織運営の中心人物であった。同協会は単なる民間の友好団体ではなく、当時のハンガリーの政治支配層との密接な関係を持った政治色の強い団体であったといわれており、後の日洪文化協定締結の前後を通じて両国の政治的関係強化に大きな役割を果たした団体であった⁽⁴⁾。メゼイの記述は収容所に実際に身をおいた歴史の証人の言として貴重ではあるが、以上を考え合わせると、彼の記述は客観性に疑問があり、そのすべてを全くの史実とすることには慎重にならざるをえない。シベリアにおける日本人兵士とハンガリー人捕虜の関係を更に客観的な視点から考える上では他の史料も含めて研究する必要がある。

本稿はシベリア出兵中の 1920 年、日本軍管理下の捕虜収容所において発生したハンガリー人捕虜三名の殺害事件（以後、「捕虜射殺事件」と呼ぶ）の顛末を日本側とハンガリー側の史料から明らかにすることを目的とする。この「捕虜射殺事件」は日本とハンガリー、および日本におけるハンガリーの利益代表を務めたスペイン政府を巻き込んだ国際問題に発展した。その顛末はメゼイの記述とは全く違った日本人とハンガリー人との関係の一面面を物語るもので、大変興味深い。

また、「捕虜射殺事件」は、シベリア出兵期の日本軍管理下の収容所で発生した捕虜虐待

2 ハンガリー日本友好協会 (Magyar-Nippon Baráti Társaság、以後「洪日協会」と略記) の設立総会におけるメゼイの講演はその一例。ここでは日本人の末端の兵士までがハンガリー人捕虜に好意を示していたと述べている。JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. B03041004600 (第 17-18 画像目) 【外務省外交史料館 1-3-3-003】

3 日本側の例として、南塚信吾編『東欧の民族と文化』第三版、彩流社、1993 年、23-24 頁、ハンガリー側の例としてハランギ・ラースロー「ハンガリー＝日本文化交流の歴史と現状 (2) 戦間期」『日本と東欧諸国の文化交流に関する基礎的研究』日本東欧関係研究会、1982 年、82 頁をあげておきたい。

4 Joseph A. Kessler, “Turanism and Pan-Turanism in Hungary: 1890-1945,” Unpublished Ph.D. dissertation (University of California, Berkeley, 1967), 189 p. ケッスラーは洪日協会のことをツラニズムの諸団体が対日関係を開拓する上で結成した組織であるとしている。

事件でありながら、日本におけるシベリア出兵史研究においても全く知られていない史実であり、その意味からもこの事件の顛末を明らかにし、考察を加えることは意義があると思われる。

(2) 本稿の構成

本稿においては、前半では主としてハンガリーにおける研究に依拠しつつ在東部シベリアのハンガリー人捕虜の実像を明らかにし、「捕虜射殺事件」発生当時の彼等の置かれた状況を見つめることとしたい。また後半では「捕虜射殺事件」の顛末とその後の展開を概観し、事件そのものの分析を行うこととする。

なお本稿において用語の上で次の原則に従うこととする。

- ① 捕虜について、本文中では現在一般的に用いられる「捕虜」と言う用語を用いることとするが、引用部分では原文に忠実に「俘虜」と言う用語をそのまま使用することとする。
- ② 外国人の人名は、引用部分を除いて、母語の言語習慣に従うものとする。従ってハンガリー人名は「姓・名」の順とする。なお、外国人の欧文表記について姓をすべて大文字アルファベットとし、名は最初の文字だけを大文字、残りを小文字としてその弁別をはかる。
- ③ 本稿中「ハンガリー人」という語は多民族国家である二重君主国下の「ハンガリー王国国民」と言う意味ではなく、「ハンガリー民族に属する人々」をさすこととし、それ以外の場合については別途適切な表現を使うこととする。
- ④ 本稿中外国地名はできるだけ現在の地名を用いることとするが、史料等の引用の場合および組織等に地名が含まれている場合は原文、組織名を優先する。従って本文中都市名としてハバロフスク、ウラジオストクを指すときは「ハバロフスク」、「ウラジオストク」としているが、引用または組織名の場合は「哈府」、「浦潮（または浦塩（派遣軍）」）としている。
- ⑤ ハンガリーを表す漢字は「洪」および「匈」があるが、本稿では引用を除いて「洪」の字を使用することとする。

1. 捕虜射殺事件の背景

本章では捕虜射殺事件の背景としてシベリアのハンガリー人捕虜が置かれていた状況とハンガリーにおける捕虜救援活動、捕虜救援活動と日本との関係、そして事件が起こったクラスナヤ・レチカ捕虜収容所の概要を明らかにしておきたい。

(1) 在東部シベリアハンガリー人捕虜について

第一次世界大戦においては同盟国側、協商国側双方に多数の捕虜が生じたことはよく知られている。特に東部戦線でロシア側の捕虜となった同盟国側の兵士は多数にのぼった。日本にとって敵国であった同盟国の捕虜が革命政権によって解放され、再武装して日本の権益を侵害しようとしているとか、あるいは革命勢力そのものがドイツの手先になって日

本にせめてくるといった「独逸東漸論」は日本のシベリア出兵の論拠の一つとなっていた⁽⁵⁾。原暉之はこれを全く根拠のないことであったとしているが⁽⁶⁾、そのような誇大な陰謀論が幅をきかせるほど同盟国側捕虜がシベリアに存在していたことは日本でも広く知られた事実であった。そして日本で「独逸俘虜」と呼ばれた同盟国捕虜の中には多くのハンガリー人が含まれていた。

では東シベリアにはどのくらいの数のハンガリー人捕虜がいて、そのうちどのくらいの捕虜が日本軍の管理下に入ったのであろうか。最初にこの点を明らかにしておきたい。

ヨージャ・アンタル (JÓZSA Antal) は、ロシアの軍及び政府機関、国際赤十字、オーストリア＝ハンガリー国防省史料の比較からこれを推計しており、これが今日では一つの定説となっている。その推計によれば、在ロシアの同盟国側の捕虜の総数は約 232 万人で、このうちオーストリア＝ハンガリー二重君主国国籍の捕虜は約 200 万人の兵士と約 5 万人の将校であったと結論付けられている。同盟国全体の在ロシア捕虜のうち約 90% を二重君主国の将兵が占めていることがここでわかる。この中には様々な民族が存在するが、ヨージャはそのうちハンガリー人捕虜が 50 万から 70 万人を占めると推計している⁽⁷⁾。以上が当時のロシアにおける同盟国捕虜、ハンガリー人捕虜の最大の数である。

次に在シベリアの捕虜について検討したい。戦争中二重君主国は政治的配慮からイタリア戦線には主としてスラヴ系兵士を配置し、東部戦線にはドイツ系オーストリア人やハンガリー人の部隊を投入して戦った⁽⁸⁾。そのためロシアにおけるハンガリー人捕虜の数は他の民族に比べて多くなっている。しかもハンガリー人たちにとって都合の悪いことに、帝政ロシア政府は投降した捕虜のうち、スラヴ系民族の捕虜はヨーロッパロシアに残し、ドイツやハンガリーの捕虜は戦線から遠くの中央アジアやシベリアの収容所に送る傾向があった⁽⁹⁾。このことが更に在シベリア捕虜に占めるドイツ人やハンガリー人の占める割合を高くしていた。

帝政ロシアが崩壊した後、革命ロシアと同盟国との講和条約であるブレストリトフスク条約の締結後数ヶ月の間に、オーストリア＝ハンガリーの捕虜の多くは帰国を果たした。しかし、革命に伴う内戦と列強の干渉が本格化すると、捕虜帰還の流れは中断してしまう。国境線から遠くにいたシベリアや中央アジアの捕虜たちは結果的に帰国の流れから取り残されることになった⁽¹⁰⁾。

1919 年 6 月 14 日のデンマーク赤十字の調査では、シベリア全体には同盟国側捕虜として 14,198 人の将校、152,000 人の下士官および兵卒がいたとされており、合計は 166,198 人である。また同国赤十字によると民族別割合ではハンガリー人が 31% を占めていたとされている⁽¹¹⁾。その比率を当てはめると、およそ 51,500 人のハンガリー人捕虜がいたことになる。第一次世界大戦はこの時点で終了しているので捕虜がこれ以上増えることは考

5 井竿富雄『初期シベリア出兵の研究』九州大学出版会、2003 年、80-85 頁。

6 原暉之『シベリア出兵：革命と干渉 1917-1922』筑摩書房、1989 年、300-313 頁。

7 JÓZSA Antal, *Háború, Hadifogság, Forradalom* (Budapest: Akad. K., 1970), pp. 96-97.

8 Ibid., p. 101.

9 SPÓNER Péter, “42 Nap A Világ Körül: Hadifogság Kelet-Szberíában 1918-1921,” *Herman Ottó Múzeum Évkönyve XL. Kötét* (2001), p. 316.

10 Ibid., p. 317.

11 JÓZSA, *Háború, Hadifogság, Forradalom*, p. 102.

えられない。したがって、捕虜射殺事件当時のシベリアには約 17 万人の同盟国捕虜が存在し、そのうち 5 万人くらいがハンガリー人であったと推測できる。

これに続いて日本軍の管理下にあったハンガリー人捕虜について考えたい。まず、憲兵司令部『西伯利出兵憲兵史』によれば、シベリア出兵期に日本軍の管理下に入った「敵国俘虜」はドイツ、オーストリア＝ハンガリー、トルコ、ルーマニア、セルビア、ブルガリア等を合わせて、その総数が 6,440 人であったと述べている⁽¹²⁾。

また別の史料からは次の数字が見える。1920 年（大正 9 年）5 月 11 日、陸軍省は浦潮派遣軍に対して、オーストリア＝ハンガリーの捕虜数を照会した。これに対して浦潮派遣軍の稲垣参謀長は、「日本軍管理下にはオーストリア捕虜が 1,111 人、ハンガリー捕虜が 2,084 人、合計 3,195 人がいたが、そのうち 4 月 24 日にオーストリア捕虜 52 人、ハンガリー捕虜 22 人を解放し、5 月 11 日にオーストリア捕虜 114 人、ハンガリー捕虜 209 人を解放した」と 5 月 14 日付で回答している⁽¹³⁾。1920 年 3 月 4 日の捕虜射殺事件発生と定期的に近いことから、およそこの程度が事件発生当時の日本軍の管理下のオーストリア＝ハンガリーの捕虜の数と思われる。

最大で 6 千人余、少なくとも 3 千人に及ぶ捕虜の数を多いとするか少ないとするかは意見が分かれるであろうが、シベリアにいたとされる同盟国側捕虜十数万、あるいはハンガリー人捕虜 5 万余と比べると、日本軍管理下にあった捕虜の数はほんの一握りということになる。またこれを裏付けるかのように、メゼイも日本軍の管理下に入った捕虜の数は決して多くないと述べている⁽¹⁴⁾。

(2) ハンガリーの敗戦と捕虜救出活動の展開

次にハンガリー人捕虜救出活動について概観しておきたい。

第一次世界大戦の戦局が絶望的になる中、ハンガリーでは 1918 年 10 月 30 日に「秋バラ革命」と呼ばれる民衆の蜂起がおこり、その翌日カーロイ・ミハーイ（KÁROLY Mihály）を首班とする内閣が組織された。11 月 1 日にオーストリアとの紐帯を絶ち、共和国として独立を宣言したハンガリーは協商国側との停戦を実現させたものの、協商国側から突きつけられた領土割譲の厳しい条件はハンガリーの政治指導部だけではなく国民一般の中に講和への失望と協商国側への憤激を呼び覚ますにはおかなかった。この不満を原因としてハンガリー国内には様々な混乱が生じた。1919 年 1 月以降ハンガリーに起こった数々の政治的重要事件（チェコスロヴァキアやルーマニアなどの外国軍による領土占領、ハンガリー・ソヴィエト革命の勃発とその崩壊、ルーマニア軍のブダペスト進軍、その撤退後の白色テロとホルティの反動的政権樹立など）の解説は省略するが、重要なことは 1918 年 12 月に停戦が成立した後、1920 年 6 月 4 日のトリアノン講和条約調印にいたるまで、ハンガリーは「戦争ではないが平和でもない」混乱した期間を 1 年半余りにわたってすご

12 憲兵司令部『西伯利出兵憲兵史』国書刊行会、1976 年、46 頁。ルーマニアやセルビアを「敵国」の中に入れているのは不思議ではあるが、旧奥匈帝国国籍の捕虜と考えることは可能であろう。

13 JACAR: C03025157700（第 4-5 画像目）【防衛庁防衛研究所図書館 陸軍省－歐受大日記－大正 9 年－T9-4 在西伯利奥匈帝国俘虜人員調査に関する件（大正 09 年「歐受大日記 05 月」）】

14 BAJA Benedek, LUKINICH Imre et al., *Hadifogoly Magyarok Története II.* (Budapest: Athenaeum K., 1930), p. 486.

さなければならなかったことである。このことが捕虜解放交渉の開始を大きく遅らせることになった。

また二重君主国の崩壊と国内の混乱がハンガリー人捕虜の解放に悪影響を与えたのにはハンガリー特有の事情もあった。戦争中二重君主国においては外交、財政、国防は共通の大臣が管掌すべき事項であり、捕虜についての情報と権限はすべてウィーンに集中していた。オーストリアからの分離独立を宣言したハンガリーには旧ハンガリー王国国籍の捕虜についての情報が何も残されていなかった。独立に伴って1918年11月に新設された外務、国防両省の中に、捕虜担当の部署がそれぞれ設置されたが、捕虜についての情報の欠如と、前述の政治的混乱のために十分に活動することが出来なかった。またシベリアにおける列強の干渉と内戦の本格化が捕虜たちの帰国を更に難しいものにしていった⁽¹⁵⁾。

ハンガリー国内の混乱、いつ終わるとも知れないシベリアの内戦を目の当たりにして、捕虜の家族たちは自分たちの力で捕虜を救出する道を探しはじめた。混乱の余韻の残る1919年10月1日、ミシュコルツでは捕虜救出を目的とする地域組織の設立総会が開かれた。在シベリアハンガリー人捕虜の救出運動は捕虜の家族たちによる地域の住民運動として始まったのである。この運動は急速な広がりを見せ、後には他の都市でも同様の組織が作られた⁽¹⁶⁾。世論の盛り上がりも手伝って、この動きには当時の軍人や政治家の中からも支援する動きが見られた。やがて世論は政府を動かし、1920年2月には国会で国家予算による捕虜救出の方針が決められ、同年3月には国防省内に捕虜救出問題を扱う専門の担当部署が設けられた⁽¹⁷⁾。ここにいたってはじめてハンガリー政府を中心とする捕虜救出活動は本格化するのである。

一方、内戦が激化するシベリアで捕虜の救援活動に大きな役割を果たしていたのは、人道援助活動を行っていた北欧や米国の赤十字をはじめとする民間団体であった。これらの国では同盟国捕虜が内戦下のシベリアで劣悪な環境のもとに過ごしていることが広く知られるようになっていた。また米国内では在米のハンガリー系市民が数々の活動を行い、米国政府や国際連盟を動かすほどの運動へと発展させていた⁽¹⁸⁾。このような民間団体の活動もあってシベリアの捕虜の問題は1919年には主要国の間で重大な人道上の問題として認識されるようになっていた。

敗戦国ハンガリーには独力でこの問題を解決することは出来なかったので、人道問題として世界の注目を集めたことは、捕虜の帰国を促進する上で大きな助けとなった。ハンガリーは1919年の初夏までに革命ロシアとの交渉を進め、革命政権が捕虜の帰国を妨げないこと、そして捕虜救出を目的としたハンガリー赤十字代表団の国内通過を許可することを約束させた⁽¹⁹⁾。

これを受けてデッラアダミ・ゲーザ (DELL'ADAMI Géza) 大尉とコヴァーチ・イシュトヴァーン (KOVÁCS István) 軍医少佐を代表とするハンガリーの赤十字代表団が編成され

15 SPÓNER, “42 Nap A Világ Körül,” p. 317.

16 Ibid., p. 320. 新たに同様の組織が設立された都市はソンバトヘイ (Szombathely)、ブダペスト、ジェール (Győr) である。

17 SPÓNER, “42 Nap A Világ Körül,” pp. 325-326.

18 Ibid., p. 326.

19 Ibid., p. 327.

た。彼らがブダペストを出発したのは1920年3月15日であった。この使節は捕虜救出の窓であるシベリアのウラジオストクを目指したが、スエズ運河を経由する海路でも、シベリア鉄道を通る陸路でもなく、まずアメリカ大陸に渡る道を選んだ。その目的は資金の調達であった。代表団は米国内を約2ヶ月かけて回って資金調達につとめたのである。その後太平洋を渡った代表団は日本に向かい、数日間日本に滞在したあとウラジオストクに向かった。彼らが同市に到着したのは6月18日、ウラジオストクでの捕虜の救出活動はその後約10ヶ月にわたって続けられた。その結果、1921年4月までに総数で8,685人の捕虜が海路での祖国帰還を果たした⁽²⁰⁾。

(3) 捕虜救出運動と日本

在シベリアのハンガリー人捕虜救出活動においてもっとも大きな役割を果たした国の一つは米国であった。米国のY. M. C. A. は内戦中のロシアでも数々の人道支援活動を行ってきた。解放された捕虜が帰国するとき、その船にY. M. C. A. のスタッフが乗り込んで、衛生状態の悪い南アジア地域を通過するまでの間、水や食料だけでなく針と糸のような生活必需品の面倒まで見てくれたと記録されている⁽²¹⁾。またスウェーデンやデンマーク等中立国であった北欧諸国も赤十字の活動を通じて捕虜救出運動に深くかかわっていた。捕虜たちの生活状態を確認するために赤十字だけでなく、政府の代表が収容所を訪問することも組織的に取り組まれていた。

これとは対照的に、列強中最大規模の軍隊を派遣したにもかかわらず、捕虜の人道問題への日本の関わりは非常に小さい。それどころか日本は人道上の問題としての捕虜救出問題については当事者となることを避けた形跡すらある。

1919年11月パリ講和会議の最高会議に国際赤十字（萬國赤十字）の代表が、シベリアにおけるロシア人管理の捕虜収容所の状況が劣悪であるとして、①東部シベリアの捕虜を沿海州に集めること、②集めた捕虜のうち出来るだけ多くを日本軍の管理下におくこと、の2点を日本代表に打診してきた。この問題について日本代表は直ちに浦潮派遣軍に連絡し、費用負担の点はとりあえず別にしてどの程度可能かを照会している。これに対して浦潮派遣軍は同年12月、移動手段の欠如、収容施設の不足、人員の不足の3点を理由にシベリア捕虜の日本軍管理下への移行を「到底不可能」と回答してにべもなく断っている⁽²²⁾。

また、この件とは別に、1920年3月17日、ジュネーヴの赤十字大会に出席した蜷川新博士が日本の陸軍に対して捕虜救出活動を日本軍の手で行うことを具申したことがある。蜷川の意見では、シベリア捕虜の帰国を日本人の指導の下に行えば「世界ニ甚大ノ感動ヲ與フル」に違はなく、非常に有効な「プロパガンダ」となるはずであるから、何としても日本がこれを行うべきだというのである。この意見はジュネーヴ駐在の陸軍武官を介して陸軍省に伝えられている⁽²³⁾。しかし、この意見具申は国際社会における捕虜救出問題の

20 BAJA et al., *Hadifogoly Magyarok Története*, p. 567.

21 Ibid.

22 JACAR: C03025261000【防衛研究所図書館 陸軍省－歐受大日記－大正10年－T10-6 在西伯利独逸俘虜管理問題に関する件（大正10年「歐受大日記11月自16日至22日」）】

23 JACAR: C03025140700【防衛研究所図書館 陸軍省－歐受大日記－大正9年－T9-3 蜷川博士より俘虜還送に関し意見具申の件（大正09年「歐受大日記03月」）】

重大さを陸軍に理解させるには遅すぎた感がある。またこの後の経過については記録がなく、どのような展開を見せたかは不明である。

史料からは日本が捕虜帰還のための船の費用を独自に負担したことも確認できない。日本の船が捕虜たちを運んだことは確認できるが、これらはアメリカやドイツ、オーストリアなど日本以外の国が手配した船であって、日本政府または日本人の個人が救援のために出した船は一隻もない。またこれらの船はウラジオストクから直接ヨーロッパの都市を目指しており、捕虜たちが日本に立ち寄って帰国したという記録は発見できなかった⁽²⁴⁾。

以上の事実はシベリアに派遣された日本軍が捕虜救出に対して、一貫して消極的態度を持っており、日本政府としても貢献も少なかったことを示している。大戦中から Y. M. C. A. や赤十字などの民間組織の救援活動を盛んに行った米国、中立国政府として救援活動に協力した北欧諸国に比べると、人道問題としての捕虜救出における日本のプレゼンスは極めて小さいと言わざるを得ない。

(4) クラスナヤ・レチカ捕虜収容所の概要

次に捕虜射殺事件が発生したクラスナヤ・レチカ捕虜収容所についてその特徴をまとめ、そこでの日本人とハンガリー人の関係を検討しておきたい。

クラスナヤ・レチカ収容所はノバロフスク近郊 12 キロメートルほどのアムール河河畔の漁村近くにあった。この収容所が何年に作られたかはわからないが、この収容所は将校の比率が高く、大規模な収容所であり、1917 年 12 月には革命派の手中に入ったという⁽²⁵⁾。1918 年に人道支援の目的で同収容所を訪問したスウェーデンの政府代表モレル・ホルスト (Möller-Holst) の報告では、ここにはオーストリア＝ハンガリーの将校が 947 人、兵士が 226 人、ドイツ帝国の将校が 27 人、兵士が 108 人、ブルガリアの将校が 1 人、そしてトルコの下士官が 1 人 (合計 1310 人) いたとしている。また水の供給に難があるものの、気候がよいため東シベリアの他の収容所より捕虜の健康状態はよかったと記録されている⁽²⁶⁾。

1918 年に連合国の共同出兵が始まったあと同収容所は同年 11 月アメリカ軍の管理下に入った。しかし、翌 1919 年 1 月米軍がシベリアからの撤退を決めたことから、6 月に日本軍がこの収容所の管理者となった。つまりこの収容所は帝政ロシア、革命派、米国、日本と管理者の大きな変転を経験した収容所であった。

この収容所では独自の音楽、演劇活動のほか、捕虜たちの間での実業、識字教育活動が行われており、その中心はハンガリー人捕虜であった。また出版についてはハンガリー語の出版物が作られており、1919 年 10 月 26 日には「捕虜ハンガリー人同盟」という組織が作られている⁽²⁷⁾。以上からこの収容所におけるハンガリー人の比率は高く、彼らが高いレベルの知的活動を行っていたことがうかがわれる。以上から考えるとこの収容所はシベリアに複数箇所存在した捕虜収容所の中でも比較的恵まれた環境にあり、収容者の知的水

24 TARCZALI DELL'ADAMI Géza, *Megváltás Szibériából* (Budapest: Sephaneum K., 1925), pp. 178-179.

25 JÓZSA, *Háború, Hadifogság, Forradalom*, p. 430.

26 BAJA et al., *Hadifogoly Magyarok Története*, p. 318.

27 SPÓNER, “42 Nap A Világ Körül,” p. 318.

準は高かったと考えることができる。

一方捕虜射殺事件発生当時、クラスナヤ・レチカ付近は宇都宮の陸軍第十四師団の守備範囲であったが、事件にかかわった兵士は歩兵第三十連隊第七中隊（高田の陸軍第十三師団）の所属であった⁽²⁸⁾。管理者側の兵士の人数等については史料が発見できなかった。

さて、この収容所における日本人管理者と捕虜との関係はどのようなものであったのだろうか。捕虜射殺事件の約半年前の1919年8月、クラスナヤ・レチカ収容所のオーストリア＝ハンガリー捕虜たちは現状の不満を書き綴った嘆願書を作成し、日本の陸軍大臣宛提出した。この中で捕虜たちは、ヨーロッパにいた捕虜たちが戦争終結後すぐに解放されたのに、自分たちシベリアの捕虜だけが終戦後も捕虜生活を続けさせられていることの不当性を主張し、来るべき冬の前に自分たちを解放することを要求している。また自分たちの収容所における扱いを「囚人同様或ハ以上ノ逆遇」と表現している。この嘆願書が作成された時期は米軍から日本軍が収容所を引き継いでわずか2ヵ月後であることから、捕虜たちが日本軍の管理下に入った当初から強い不満を抱いており、それを表明していたことがわかる。

一方日本人管理者の側も捕虜たちに対して厳しいまなざしを向けていた。日本人たちは捕虜たちから突きつけられる自由の要求と捕虜が繰り返し行う脱走行為に悩まされ続けていた。またこの脱走は収容所の外の革命派パルチザンの教唆によるものであった。そして捕虜射殺事件の前日には80名にものぼる大規模脱走が発生していた⁽²⁹⁾。捕虜射殺事件は、両者のこのような緊張関係を背景として発生した事件であった。

次の章ではこの収容所で起きた捕虜射殺事件の顛末とその後数年に及ぶ国際問題化のプロセスを検証することとする。

2. 捕虜射殺事件の顛末とその国際問題化

(1) 捕虜射殺事件の顛末

事件は1920年3月4日の朝、ハバロフスク郊外のクラスナヤ・レチカ収容所で起こった。この事件で命を落としたのは、旧オーストリア＝ハンガリー軍に所属する次の三名である。

ピロシュ・シャーンドル PIROS Sándor（サバトカ Szabadka⁽³⁰⁾ 出身）

ゲルベル・ヨーージェフ GERBER József（ブダペスト Budapest 出身）

ヘルヴェイ・ベーラ HERVEY Béla（ブダペスト Budapest 出身）

日本側の史料によれば、ピロシュとゲルベルの階級はドイツ語で fahnrich、ヘルヴェイのそれは kadett aspirant である。日本語ではそれぞれ「見習士官」、「候補生」と訳されて

28 参謀本部『大正七年乃至十一年西伯利出兵史（上巻）』新時代社、1972年、395頁及び465-467頁。同連隊は1919年の秋にシベリアに派遣され、第十四師団の指揮下に入っており、1920年1月の命令でクラスナヤ・レチカ収容所の警備を命ぜられた。

29 JACAR: B02030760000（第6画像目）【外交史料館 A-1-3-034 「1 ハンガリー国俘虜「ピスロ」外2名殺害事件／2 クラスノヤ、リチカ俘虜収容所ニ於ケル匈人俘虜三名銃殺事件二関スル件1】】

30 現在のセルビア・モンテネグロ領にあるスボティツァ Subotica 市のことである。

おり、将校の中でも最も低い階級に属すると考えられる⁽³¹⁾。年齢を明確に示す史料はない。しかし、史料中彼等の遺族として登場するのがいずれも父親や妹であり、配偶者や子女ではないことから、未婚の青年であった可能性が高い。

まず浦潮派遣軍の大井司令官に同事件を報告したクラスナヤ・レチカ収容所所長の上田こう大尉⁽³²⁾の報告から事件の顛末を見てみたい。多少長くなるが後の国際問題化する経緯を検討する必要からこの報告の当該部分を引用することとする。なおこの報告の日付は1920年3月13日、事件発生後9日目である。

(前略)

三、脱柵逃走時ノ状況

三月四日午前七時頃二等卒川井金蔵別紙要圖 A 點ニ於テ脱柵逃走スル俘虜ヲ警戒中荷物ヲ携ヘタル俘虜三名柵ニ沿ヒ B 線ノ如ク又更ニ三名ノ俘虜ハ C 線ノ如ク歩ミ来リ D 點ニ於テ六名會合シ相協力シテ同地點ノ有刺鉄線柵ノ間隔ヲ開キ先ツ荷物ヲ柵外ニ出シ續テ三名脱柵シ荷物ヲ携ヘ柵内ニ残リシ三名ト告別シ D 線ノ如ク警戒兵ノ位置スル方ニ向テ前進シ来リシヲ以テ川井二等卒ハ之ヲ逮捕シ衛兵所ニ同行シ衛兵司令伍長水落袈裟治ニ報告セリ。

右ノ地點ニ警戒兵ヲ配置セラレタルハ数日前ニシテ俘虜ハ柵内ヨリ之ヲ認メ得ヘク一般ニ知悉シアル筈ニシテ然モ此ノ三名ノ脱柵ハ天明後一時間ノ刻ヲ撰ヒ然モ周圍ニ配慮行動ヲ秘スルノ状ナク殆ント公然脱柵ヲ決行シ其後モ亦悠々警戒兵ノ位置スル方向ニ前進スル等我警戒兵ヲ無能視セルカ如キ態度ナリシト云フ。

四、逮捕後ノ状況

衛兵司令水落伍長ハ上等兵吉井安蔵ニ川井二等卒ヲ付シ逮捕シタル三名ノ俘虜ヲ小官ノ宿舎ニ同行セシメ前項記述セル如ク脱柵當時ノ状況ヲ報告セシメタリ。之ニ於テ小官ハ脱柵俘虜ヲ発見セハ射殺スヘシトハ数回中隊長ヨリ命令セシメタル筈ナルニ何故ニ射撃セサリシヤト叱責シ且ツ此ノ俘虜ヲ再ヒ脱柵逃走セシメ射殺スヘシト告ゲ其場ヲ去ラシメタリ。

五、射撃當時ノ状況

吉井上等兵ハ俘虜ヲ再ヒ衛兵所ニ同行シ荷物ヲ與ヘ元脱柵セシ位置ニ行カシメ吉井上等兵ハ川井二等卒ト共ニ E 點ニ到リ果シテ脱柵シ来ラハ射撃セントシテ監視シアリタリ午前八時頃當該俘虜三名再ヒ現レ依然 D 線ノ如ク行進シタルヲ以テ彼等ノ O 點ニ来リシ時上等兵等ハ之ニ向テ射撃シタリ此ノ時恰モ上等兵五十嵐虎次ハ兵卒一名ヲ随ヘ斥候ノ勤務ニ従事シ G 道路ヲ収容所ニ向テ歸り来リ此ノ逃走俘虜ヲ發見シタルヲ以テ直ニ射撃シタリ。之ニ於テ各俘虜ハ皆数發ノ射弾ヲ受ケ其ノ場ニ斃レタリ。

六、射撃後ノ状況

数發ノ銃聲ハ収容所内俘虜ノ注意ヲ惹キ殊ニ現場ニ近キ俘虜病院ニアリシ俘虜軍醫「ポリッテル」ハ戶外ニ出テ此ノ状況ヲ見直チニ現場ニ到リ検死シタルニ内一名ハ僅ニ餘息アリシヲ以テ之ニ手當ヲ加ヘントシタルモ當時現場ニアリシ衛兵司令水落伍長ハ之ヲ遮リ久シク苦悶セ

31 JACAR: B02030759900 (第12画像目)【外交史料館 A-1-3-034 「ハンガリー国俘虜「ピスロ」外2名殺害事件／1 大正9年10月9日から大正14年4月22日】

32 BAJA et al., *Hadifogoly Magyarok Története*, p. 492. 上田についてはメゼイですら「ドイツ語に堪能であるが厳格で冷淡な人物」と評しており、捕虜との折り合いが悪かったことが窺える。

ムルニ忍ヒストシ更ニ一彈ヲ發射シ絶命シタリト云フ後三名ノ死体ハ之ヲ屍室ニ搬入セリ。

其後俘虜ノ動靜

同胞三名射殺セラレタルノ報収容所内ニ喧傳スルヤ俘虜ハ高度ニ激昂シ収容所ヨリ命セラレタル諸勤務ヲ免セラレ度シト出願シ又大擧シテ脱柵逃走ヲ企圖セントスル徵アリシモ高嶋中佐（所長交代ノ命令當時未タ到着シアラサリシヲ以テ所長トシテ）俘虜代表者四名ヲ小官ト共ニ哈府宿舍ニ引見シ説得セラレタル結果鎮靜シ其ノ後日ヲ經ルニ從ヒ感情緩和シ去ル十日葬儀ヲ営ミテ以來ハ更ニ靜ニトナリ再ヒ旧態ニ復セリ。

俘虜カ激昂シタル原因ハ彼等三名カ脱柵シテ逮捕セラレタルトキ懲罰處分ヲ課セス彼等ノ自由意思ニ任セタルト水落伍長カ俘虜苦悶ヲ救ハンタメ俘虜軍醫ノ手當セントスルヲ遮リ更ニ射撃シタルトノ二點ナリト云フ。被殺者三名ノ内「ベルウエイ」ノ戰友「フーベルト、ラヨシュ」ヨリ「ヘルウエイ」ノ父ニ宛テ認タル信書在浦潮丁抹代表者ヲ經テ郷里ニ送ラシムコトヲ出願セシヲ以テ之カ訳文ヲ参考トシテ茲ニ之ヲ添付ス⁽³³⁾。

以上の報告中確認できる事実の中で重要な点をいくつか指摘しておきたい。

第一に捕虜の側がかなり大胆な脱走を試みたということが言えるであろう。事件発生当時は3月上旬であり、緯度の高さを考えても最初の脱走の時には既に日は昇っているはずである。脱走した3名はかなり明るくなってから脱走を企てたことになる。最初の脱走そのものはかなり大胆な、半ば公然と行おうとしたと見られても仕方のない性質のものである。なお、上田はこれを捕虜の日本軍に対する侮辱のあらわれと捉えている。

第二に最初の脱走を発見して警備兵が脱走捕虜を捕縛した際、威嚇射撃を含めて武器の使用は記録されていない。一人の警備兵が三人の捕虜を逮捕したと書かれていることから、脱走を発見されたのち連行された三人の捕虜は警備兵の指示に素直に従っていたと考えられる。

第三に上田（事件発生当時まだ所長ではなかった模様）は脱走捕虜逮捕の報告を受けた際に捕虜に対してではなく、警備兵を叱責し、加えて捕虜を再度脱走させ、射殺することを警備兵に命じている。これは無抵抗の捕虜の殺害を命令したものであるものであり、明白な捕虜虐待である。なお、この報告の中では上田が捕虜に対して何かを言ったとは書かれていない。

第四に捕虜たちの二度目の脱走について、捕虜の自由意志で行ったように書いてある点である。この報告では「叱責を受けた警備兵が脱走兵に荷物を返却し、脱走地点まで再度連行したのち、再度捕虜の脱走があったら射撃しようと待ち構えていたが、当該捕虜が再度現れて脱柵しようとしたので射殺した」と書かれている。しかし、これは不自然である。一度目と二度目の脱走の間は一時間ほどしかなく、一度逮捕された捕虜が、かくも短時間の後、三人そろって、同じルートを通して再度脱走するということは到底考えられない。所長が命令したことを警備兵がそのとおりに実行した、つまり脱走した捕虜を再度同じ場所へ連れて行き警備兵が再度脱走を強制して、柵を出たところを射撃したと考えるのが自

33 JACAR: C03025254700（第26-38画像目）【防衛研究所図書館 陸軍省－歐受大日記－大正10年－T10-4 日本軍憲の爲銃殺せられたる洪国俘虜将校の氏名等問合の件（大正10年「歐受大日記自9月至11月」）】

然である。上田は射殺命令を自らが出したという事実を記述しているが、自分の命令に従って部下が行った行動についてはぼかして書いたと見られる。

第五に銃撃をした後、わずかに息のあった捕虜に対する捕虜軍医の治療を警備兵が妨げ、その上で更に一発の銃撃を加えて絶命させた点である。報告では警備兵が行ったこの行為の理由として「久シク苦悶セムルニ忍ヒストシ」と書かれている。もちろんこれに疑念を持つ立場からは、日本兵側に不利益な情報が生存者の口から漏れることを恐れての口封じと見ることもできるだろうが、三人の殺害が上田の記述どおり「上官の命令」であるなら、警備兵としては、立場上その命令を完全に実行する以外に道はなかったはずである。いずれにしても上田の報告にはこの点が記述されている。

(2) ハンガリー捕虜射殺事件の国際問題化と日本側の対応

ハンガリー捕虜の射殺事件は程なく外部の知るところとなる。そして外交上の問題になっていった。1920年の春か初夏（正確な日付は不明）シベリアに駐在していた連合国の「奥匈国保護委員」が浦潮派遣軍司令部に対し、この事件の詳細を照会した。これに対して派遣軍参謀長の稲垣三郎が回答した内容が、同年7月15日付浦潮派遣軍陸軍次官宛の報告に残っている。その中で稲垣は①事件の背景として収容所周辺でのパルチザン活動の活発化と捕虜脱走の頻発、捕虜の収容所管理者への侮蔑的態度があったことを記述し、②事件の概要を記述した上で、③「本件ニ對シテハ畢竟永年ノ幽囚生活ノ結果精神ニ異状ヲ呈シタルモノト僅少ナル兵力ヲ以テ晝夜慘憺タル苦心ノ許ニ執務シツツアル職員ノ精神的大奮衝突ノ結果ニシテ其處置ニ就キテハ注意ノ周到ナラサル點ナキニ非サルハ軍ニ於テ頗ル遺憾トスル所ナリ」と述べて結んでいる⁽³⁴⁾。

さて稲垣が奥匈国保護委員に伝えた事件内容は前述の上田の報告を比べるといくつかの点で相違点がある。陸軍次官宛の報告の中では、収容所長室に連行された時点での捕虜たちの態度が反抗的、侮蔑的であったとされている。これは当初の上田の報告には記されていない。また、収容所員（上田）が射殺を命じた点は書かれておらず、また射撃後、息のあった捕虜への軍医の治療を警備兵が妨げ、さらに重傷の捕虜を射殺したことも書かれていない。また警備兵が所長から叱責された後、捕虜たちを射殺するまでのプロセスについては、警備兵たちが迷った挙句、彼等を連行し柵の外で射殺したことになっている。つまり上田が殺害を命じたという点は隠され、警備兵の独自の判断で射撃が行われたことになっているのである。これらの点は3月の上田の報告とも矛盾する。

この事件は正式の外交ルートを通じて再度照会された。1920年10月8日、在日本スペイン大使館代理公使が本国からの指示で外務省に宛ててこの問題について照会を行った。第一次世界大戦に日本が参戦して以来、日本と国交のなかったハンガリーの日本における利益代表はスペインが務めていたのである。スペイン公使の照会事項は①殺害された捕虜の姓名、国籍、②事件の真相、③当該事件に関して日本政府が取った処置（処罰）の3点であり、以上を速やかにハンガリー政府に回答することを要求していた。

さらに代理公使の書類には、捕虜射殺事件について記述した別の捕虜の私信が添付されていた。この私信はクラスナヤ・レチカ収容所にいた収容されていた「ヨッホ・

34 JACAR: C03025254700（第18-23画像目）

クラホウイル」(J. KRATOCHWILL)という工兵中尉から、北京にいる「ゲー、ブルコヴェツ」(G. BURKOWETZ)という大尉宛のものである。この中では①二度目の逃走は捕虜たちの自由意志ではなく、警備兵が捕虜たちを強いて脱柵させ、それを射殺したものであること、②射撃を受けた3人のうち、1人はまだ息があったにもかかわらず、警備兵が軍医の施療を妨げた上、頭部に銃撃を加えたことを明確に記述している⁽³⁵⁾。

内容を重く見た外務省は10月19日、内田外相自身が田中陸相宛この件の照会を依頼する。既に7月15日付の報告に接していた陸軍省は陸軍次官名で浦潮派遣軍に対し、次のように照会した。

- 一、収容所長ノ處置穩当ナラサリシモノト認メラル若シ然リトセハ之ニ関シ何等カノ處置ヲ採ラレシヤ。
- 一、俘虜カ歩哨ノ命ニ抗シ逃亡セル際之ヲ射殺セルニアラスシテ之ヲ捕ヘタル後強テ射殺セル真相ハ外交上ヨリ云フモ又俘虜待遇上ノ我軍従来ノ態度ニ鑑ミルモ之ヲ公表スルハ面白カラサルモノアリ軍ニ於テ既ニ奥匈國委員ニ對シ公然之ヲ通告シタルカ如キヲ以テ此際ニ於ケル善後策ニ関スル貴軍ノ意見
- 一、俘虜ノ氏名(欧字)及原籍地⁽³⁶⁾

この時点で陸軍省は収容所長の対応に問題があったことを認識していたことがわかる。また「善後策」を聞いているところを見ると、この事件が外交問題化しないよう何らかの措置をとる必要性も認識していたようである。もっとも「公表スルハ面白カラサルモノアリ」とあるので、決して不適切な処分を是正する方向には向いていないことは確実で、何らかのうまい言い訳か隠蔽の方法を研究するべきと考えていることがわかる。

しかし、浦潮派遣軍の高柳参謀長の意見は全く異なっていた。11月18日付の回答によれば、収容所長への処分は「厳ニ将来ヲ戒飭シ置キタリ」とあるように口頭注意のみであった。実際に殺害にかかわった兵士の処分についてはまったく言及されていない。その理由について「當時ニ於ケル周囲ノ状況上大ニ斟酌スヘキ點アルニ依リ」としている。

その上、以前保護委員に連絡した事項、すなわち収容所長室を出てから射殺にいたる過程については、「意ヲ盡クササル點アリ」として以前提出した報告のうち、警備兵が所長室を出た後、射撃を行うまでのプロセスについて、「歩哨ハ之レカ處置ニツキ逡巡決スル能ハサリシカ遂ニ午前八時頃柵外ニ於テ之ヲ射殺セリ」という部分を「歩哨ハ所長ノ意見ヲ聞キ遁走俘虜ノ處置ニ付逡巡決スル能ハス一先ツ俘虜ヲ所内ニ解放セシカ同俘虜等ハ午前八時頃再び逃走ヲ企テ柵外ニ出テシヲ以テ歩哨ハ已ニ命セラレタル所ニ從ヒ之ヲ射殺セリ」と訂正の上スペイン公使に伝達するよう依頼した。高柳は更に軍としては他に「善後策」なるものを必要とは思えないと回答してきた⁽³⁷⁾。

35 JACAR: C03025254700 (第53画像目) この手紙によると捕虜たちは市街に出た後、収容所に帰る途中村落内で警備兵に逮捕されたとなっており、他の史料とは異なっている。なお日付は手紙の書かれた日付が3月5日、複写を作った日付が「4月3日北京」となっており、この事件の情報がかなり早い段階で外部に出ていたことを物語る。

36 JACAR: C03025254700 (第14-16画像目)

37 JACAR: C03025254700 (第9-13画像目)

以上を見る限り、捕虜虐待という国際法上の重大犯罪に対する処罰としてはあまりに軽すぎる処分と言わざるを得ない。この中には戦場における軍人の論理だけが貫かれており、国際法の遵守、人権保護といった価値観や、その後の国際社会における日本の政治的な立場に与える影響は全く顧慮されていない。その上、言い逃れのために事件の事実描写をまたしても変化させている。

このあと浦潮派遣軍と陸軍省との書類のやり取りはない。陸軍省は12月1日付、山梨陸軍次官名で外務省宛に返答した。この回答にある事件の「真相」については下記のとおりである。

大正九年三月四日（西暦千九百二十年三月四日）「クラスナヤレチカ」俘虜収容所ニ於テ逃走俘虜三名ヲ射殺シタル件ニ関シ當時ノ収容所長並ニ守備隊長ノ報告ニヨリ取調べタル結果左ノ如シ

一、射撃前ノ俘虜ノ状態

千九百二十年六月米軍ニ代リ日本軍ニ於テ収容所ヲ管理シテ以来収容所長ハ成シ得ル限り寛大ノ取締法ヲ取りテ以テ永年ノ俘虜生活ニ慰安ヲ與ヘントスルノ方針ヲ取レリ。然レトモ尚ホ彼等ノ慾望ハ寸ヲ得テ尺ヲ望ミ更ニ本年一月ニハ彼等ヨリ春季ニ至ラハ多數ノ逃亡者ヲ出スヘキニ依リ更ニ大ナル自由ヲ與ヘラレンコトヲ要求シタルヲ以テ断然之ヲ拒絶セリ。

他方ニ於テ本年二月初メ「ハバロフスク」ニ露國ノ政變アリテ同市ノ政権過激派一派ノ掌握スル處トナリ日本軍ノ黒龍州撤兵ノ噂ヲ聞込ミタル彼等ハ一層其ノ放縱ノ状ヲ発露シ且ツ所在「パルチザン」ト款ヲ通スルモノアリテ逃亡者増加ノ傾向アリシ故収容所モ遂ニ逃亡者ハ射撃セラルヘキヲ布告シ俘虜高級者並ニ関係取締補助者ヲ經テ嚴重ニ示達セリ。然ルニ逃亡者ハ益々増加スルノミニシテ我警戒兵モ直チニ射殺スルハ情ニ於テ忍ヒサル結果収容所事務室ニ連レ来ルモ一再ニシテ止ラス為ニ我警戒兵ノ權威ヲ無視シ其ノ動作甚タ侮辱的ニ陥リタルヲ以テ我勤務員ヲシテ甚シク激昂セシメタリ。

二、射撃當時ノ状況

大正九年三月四日午前七時三名ノ俘虜我警戒兵ノ位置スル附近ヨリ鼠出シタルヲ以テ歩哨ハ之レヲ捕獲シテ収容所員ノ許ニ連レ来リ。然ルニ當時第一項記載ノ如クナルヲ以テ所員ハ俘虜ノ姓名ヲ訊問シ且ツ「諸氏等ハ欺カレテ逃走セント欲スルナラハ勝手ニスヘシ我等ハ唯タ命令セラレタル如ク動作スルノミ」ト告ケ後歩哨ニ對シ已ニ屢々示達シタルニ関ラス何故ニ射殺セサリシヤヲ詰問シテ之ヲ歸還セシメタリ。

歩哨ハ所長ノ意見ヲ聞キ遁走俘虜ノ處置ニ付逡巡決スル能ハス一先ツ俘虜ヲ所内ニ解放セシカ同俘虜等ハ午前八時頃再ヒ逃走ヲ企テ柵外ニ出テシヲ以テ歩哨ハ已ニ命セラレタル所ニ從ヒ之ヲ射殺セリ。

三、本件ニ對シテハ畢竟永年ノ幽囚生活ノ結果精神ニ異状ヲ呈シタルモノト僅少ナル兵力ヲ以テ晝夜慘憺タル苦心ノ許ニ執務シツツアル職員ノ精神的亢奮衝突ノ結果ニシテ其處置ニ付キテハ注意ノ周到ナラサル點ナキニ非サルハ軍ニ於テ頗ル遺憾トスル所ナリ⁽³⁸⁾

38 JACAR: B02030759900 (第5-8 画像目)【外交史料館 A-1-3-034 「ハンガリー国俘虜「ピスロ」外2名殺害事件／1 大正9年10月9日から大正14年4月22日】

この中では二度目の逃走の強制、負傷捕虜の治療の妨害と射殺という事実は全く触れられていないばかりか、当初の報告の中にあった収容所長の命令による殺害をも全く隠蔽している。しかし、これが最終的に本件に対する日本政府の正式見解となった。そしてこの回答が陸軍省、外務省、スペイン政府を通じてハンガリー政府にもたらされたことは間違いない。

ところで、この事件によって収容所長の上田と当該事件に直接かかわった兵士がシベリア出兵派遣中に処罰されたという記録は、筆者が探した範囲⁽³⁹⁾では発見されなかった。またこの後の経緯を見ると全く処罰がされなかったと考えたほうが自然である。

(3) 遺族からの賠償の「請願」

その後3年の月日をおいて1924年12月12日、スペイン公使から外務省に捕虜射殺事件にかかわる「請願書」が外務省に提出された。その請願書とは当該事件で殺害された捕虜の遺族の一人によるものであった。

殺害されたピロシュ・シャンドルの妹のマルギット (Marghit) は兄の死の真相を知り、これに対する賠償を日本政府に対して請願した。現在残されている史料には漢文の原本が添えられている。この漢文は一目で漢字文化圏以外の人物が書いたとわかる特徴を持っている。一体誰がどのような経緯で彼女の代筆をしたのかはわからない。外務省が作成したと思われる日本語訳は次のとおりである。

出願人 ピロス・マラギテ

謹デ申上マス

私ノ兄「ピロス・アレクサンドル」ハ「クラサナヤ・レーチカ」兵營デ四年前即一千九百二十年三月三日日本兵ノ為メニ殺サレマシタ。ソノ私ノ兄ト云フノハ墮太利匈牙利軍八十六聯隊ノ青年武官デシタガ同人ヲ捕ヘテ行ツタ兵隊ハ確カニ大日本軍令下ニ在ル兵營居住ノモノニ相違アリマセンデシタ。後其ノ事件ノ記録ハ大日本政府ニ提出シテ置キマシタ。其ノ結果統領「ウエタ」都司董官及丁抹國領事官伯爵「オリキレ Oliver」ハ私ノ兄ガ罪モナク殺サレタコトニ對シテ賠償金トシテ拾万円請求スルヤウ決メテ呉レマシタ、然ルニ今日ニ至ルモ大日本政府ハ金モ呉レナケレバ、何等ノ回答サヘモシテ呉レマセヌ。私ノ兄ハ私ニ取テハ唯一ノ扶助者デアッタノデ彼ガ無クテハ餓死ヲ待ツ許リデヌ又「セルビア」人ガ為メ私ノ家業モ奪ハレテ終ヒマシタ。故ニ私ハ貴公使ニ御願シテドウカ此旨大日本政府ニ御傳達下サル様、ソシテ日本人ト兄弟同様デアアル匈牙利人ノ私ヲ御救ヒ下サル様謹テ茲ニ御願スル次第デアリマス⁽⁴⁰⁾。

この文の特徴は、加害者に対する被害者からの賠償請求であるにもかかわらず、形式としては請願の形をとっていることである。被害者である彼女にこのような形の文を書かせたのは、敗戦国の一個人対戦勝国の政府という圧倒的に不利な交渉の枠組みもさることながら、おそらく身寄りのない一女性が生きるための資金を他の方法では得ることが出来ないという切羽詰った境遇そのものだったのではないだろうか。「日本人ト兄弟同様デアアル」

39 憲兵司令部『西伯利出兵憲兵史』。

40 JACAR: B02030759900 (第25-26画像目。なお、漢文の原文は第13-15画像目)

という一節はツラニズム的な考え方の影響と考えることも出来るが、一人のハンガリー人がそれを信じていたというより、むしろ弱い立場の請願者が相手の同情的な反応を引き出すために挿入した修辞の一つと見たほうがいいように思う。

外務省は12月26日にこの請願書を陸軍省に送り、その回答を如何にすべきかをはかった。これに対して翌1925年3月2日に津野陸軍次官から次のような回答が外務省にもたらされた。

(前略) 當時ノ状況上俘虜収容所長ノ採リタル處置並我關係警戒兵ノ逃亡俘虜ニ對シ採リタル行動ハ國際公法上適法ニシテ本事件ニ関シテハ被射殺者ノ遺族ニ對シテハ衷心ヨリ同情ノ意ヲ表スルモ軍トシテハ責任ノ負フヘキモノナク從テ之ニ對シ賠償等ノ義務ヲ生セサルヲ遺憾トスルモノニ有之候。而シテ遺族ノ賠償金要求ノ理由ノ骨子タル「何等正當ノ理由ナク日本兵ノ為殺害セラレタルモノ」ト為スハ全ク誤解ニ基クモノニシテ前述射殺顛末報告ノ要旨ニ依リテモ自ラ其ノ然ラサル所以ヲ了解セシメ得ルコト、存候。(後略)⁽⁴¹⁾

陸軍側は捕虜射殺事件を脱走捕虜の管理上の必要な措置の遂行上起きた不幸な出来事であると、遺族に同情はするものの日本側の対応は国際法上問題ないと賠償要求を拒絶。あわせて外務省に陸軍側の見解をハンガリー政府に回答するよう求めている。

ところで陸軍省側はこの回答に新たに資料として上田収容所長が作成した事件の報告要旨を添付している。ところがこの資料は1920年12月1日に陸軍省が最終的に外務省に回答した事件の顛末に更なる修正を加えたもので、同年3月、最初に上田収容所長が提出した報告とは似ても似つかないものである。

まず、一度目の脱走の後、警備兵が所長室に捕虜を伴って報告に行ったときの所長の対応については次のようになっている。

衛兵司令ハ右俘虜ニ上等兵ノ指揮スル護衛兵ヲ附シ収容所長ノ許ニ連行セシメ脱柵當時ノ状況ヲ報告セシメタリ之ニ於テ所長ハ懇々其ノ不心得ヲ説得シ再ヒ逃走スルカ如キコトアラシカ兼ネテ宣言シアル通り直ニ射殺スヘキヲ申渡シ収容所ニ歸還セシメタリ⁽⁴²⁾

所長の対応の部分は陸軍による全くの作文であろう。戦場に程近く、パルチザンと内通した捕虜を多数抱え、脱走者は射殺すると脅していた収容所の所長がこのような対応を取るとは思えない。

更に警備兵の行動についての部分について、1920年12月1日の時点で「歩哨ハ所長ノ意見ヲ聞キ遁走俘虜ノ處置ニ付逡巡決スル能ハス一先ツ俘虜ヲ所内ニ解放セシカ同俘虜等ハ午前八時頃再ヒ逃走ヲ企テ柵外ニ出テシヲ以テ歩哨ハ已ニ命セラレタル所ニ從ヒ之ヲ射殺セリ。」と日本の兵士の個人的犯行の臭いをわずかに残す部分は次のように変更されている。

41 JACAR: B02030759900 (第27画像目)

42 JACAR: B02030759900 (第30画像目)

前記ノ護衛兵ハ逃走俘虜ヲ再ヒ衛兵所ニ連行シ荷物ヲ與ヘタル後放免セリ然ルニ午前八時頃ニ至リ當該俘虜三名ハ再ヒ脱柵ノ後逃走セシヲ以テ警戒兵ハ直ニ之ニ對シ射撃ヲ加ヘ折柄俘虜収容所警戒ノ為斥候勤務ニ服セシ他ノ兵卒二名モ亦此ノ射撃ニ参加シ遂ニ逃走俘虜三名ヲ射殺セリ⁽⁴³⁾

つまり、警備兵から解放された後、捕虜側の完全な自由意志によって二度目の脱走が行われたものだと書いてあるのである。また前回の資料の最後にあった「軍ニ於テ頗ル遺憾トスル所ナリ」という事件の発生に対する遺憾の意を表す部分すらも削られており、まさに脱走者側の一方的な責任によって彼等が命を落としたことを強調する内容となっている。またしても陸軍は事実を書き変えたのである。

(4) ハンガリーからの再度の処罰賠償要求と日本政府の対応

ハンガリー政府から在ウィーン日本大使館に日本政府に対する正式の賠償および関係者処罰要求がもたらされたのは、上記の日本側からの拒絶回答がハンガリー側にもたらされた直後と思われる 1925 年 5 月 1 日であった。このタイミングを考えると日本側からの従来同様の回答を見越していたハンガリー側がピロシュ・マルギットの請願書の作成と並行してこの文書を用意していたものと考えられる。日本側に提示された 61 枚に及ぶ仏文要求書には、ハンガリーの裁判所における帰国捕虜たち 16 名の証言資料があり、その上で日本側が隠蔽してきたことがら、すなわち二度目の逃走が日本兵の強制によってなされたものであること、日本兵が偶然ではなく組織的に射撃を行ったこと、日本兵が負傷した捕虜に対する軍医の施療を妨害したこと、そして負傷兵を射殺したことを事実と認定し、その上で捕虜射殺事件をひとつの犯罪と断定している⁽⁴⁴⁾。帰国した元捕虜たちが三名の殺害を犯罪として立証しようと立ち上がっていたのである。

外務省はこの内容を同年 7 月に陸軍省に転電している。しかし、陸軍省側の反応は鈍く、2 年後ようやく外務省に回答がもたらされた。この回答の中で陸軍側は従来どおりの主張を繰り返し、「洪國側ノ要求タル遺族ニ對スル賠償及責任者ノ處罰ノ如キハ之ニ應スヘキ筋合ノモノニ無之ニ付右既往ノ諸回答御参照ノ上洪國政府ノ申越ハ嚴ニ拒絶相成足度候也」とした上で次の文を付け加えている。

「追テ斯克彼我雙方ノ主張ノ相違アル問題ニ對シ交渉ヲ重ヌルハ日洪兩國親交ノ今日誠ニ遺憾トスル處ナルヲ以テ兩國和親ノ實狀ニ鑑ミ急速ナル事件ノ解決ヲ希望スルト共ニ被射殺者ノ遺族ニ對シテハ衷心同情ヲ表スル次第ニシテ若シ現下ノ情狀憫察ニ餘アルモノ有之ニ於テハ賠償又ハ示談の意ヲ含マス全然遺族ニ對スル弔意ノ意味ニ於テ唯若干ノ慰藉金ヲ交付シ本件ノ終了ト存候ニ付先方ノ意嚮御探究煩ハシ度候⁽⁴⁵⁾」

陸軍はここにいたって方針を変えざるを得なくなったのであろう。もはや言い逃れが出

43 JACAR: B02030759900 (第 30-31 画像目)

44 JACAR: B02030760000 (第 2-8 画像目) 【外交史料館 A-1-3-034】

45 JACAR: B02030760200 (第 5 画像目) 【外交史料館 A-1-3-034】

来なくなった陸軍は金銭で話をつける方向に舵を切っていた。事件発生から7年が過ぎ、2度目のハンガリー側からの処罰賠償要求からこの判断までに2年の時間が費やされている。シベリア出兵そのものは既に5年前に終わっており、元号も大正から昭和へとかわっていた。回答の内容を見ても事実認定を棚上げにして金銭での解決を図ろうとする姿勢は見え見えで、不誠実な態度と指弾されても仕方のないものである。

この後外務省、在墮公使館は陸軍の忠実な代理人としてハンガリー政府との交渉に当たった。在墮大野公使は1年余りに渉る交渉の結果、①日本政府が被害者一人当たり5千円の弔慰金を支払うこと、②この弔慰金には賠償、示談の意味を含まず、遺族は今後この件で賠償を求めないということで話をまとめた。つまり結論そのものは陸軍の当初の希望通りにまとまったことになる。その上、この金額は交渉当事者の公使自身が「戦後一般物價ノ頗ル高率ナル洪國ノ現情ニ照シ寧ロ小額ニ失スルモ高價ナリトハ言ヒ難（シ）」⁽⁴⁶⁾と表現するほど少額であった。陸軍側に異論のあるはずもなく、陸軍は早速合計1万5千円を、外務省を通じてウィーンの大野公使宛に送り、1929年6月この金額がハンガリーの外務省に送られた。なんととも後味の悪い結末であるが、捕虜射殺事件はこうして決着したのである。

(5) ハンガリー側の史料から見た捕虜射殺事件

最後に捕虜射殺事件の顛末についてハンガリー側の史料から見てみたい。ここでは二つの史料を取り上げる。一つは1930年に帰国捕虜たちを中心にして出版された『捕虜ハンガリー人たちの歴史』という書籍、もう一つは1925年5月にハンガリー政府が日本政府に突きつけた処罰賠償要求書である。

① メゼイによる「捕虜射殺事件」の記述

メゼイはこの事件を「3名の戦友たちの悲劇的な死(Három bajtárs tragikus halála)」という物語にして『捕虜ハンガリー人たちの歴史』に記録している。ここには葬儀の模様の写真も掲載されている。メゼイは同書の中で捕虜射殺事件について、3名の捕虜が脱走しようとして警備兵に捕らえられ、その後所長室に連行されたこと、所長である上田が警備兵を叱責したこと、叱責された兵士が自分の意思で捕虜たちを脱走場所に連れて行き、再度の脱走を強制した上で三名を射殺したことを記している。さらにこの事件に関連して「ウラジオストクの日本軍司令部は衷心からの弔意を表し、十分な調査を約束した。取調べは直ちに開始され、結果としてタカシマ中佐はその職からはずされ、罪のある兵士は軍法会議にかけられ、罰せられた。」と記述している⁽⁴⁷⁾。

上記の史料中事件の年号が間違っているが、事件の概要については日本側のそれとほぼ同じである⁽⁴⁸⁾。しかし、これまで見てきたように3名の射殺は収容所長上田の命令であったと考えられるが、メゼイは警備兵の個人的な犯罪として書いている。そしてここには警備兵が射撃をした後、まだ息のあった捕虜への軍医の施療を妨げたことと、虫の息の捕虜

46 JACAR: B02030760200 (第9画像目)

47 BAJA et al., *Hadifogoly Magyarok Története*, p. 493.

48 この文の中ではこの事件発生年が1919年とされている（実際には1920年である）。

に警備兵が射撃を加えたことも書かれていない。また射殺にかかわった兵士が軍法会議にかけられたとするのは事実と反する。

メゼイはこの事件について日本に批判的な記述を意図的に書かなかったと思われる。直接そのことを示す史料はないので断言できないが、洪日協会における彼の立場から日本批判の記述をすることがはばかれたのではないだろうか。そうであれば彼は戦友より日本人管理者の立場に立っているということになる。

② ハンガリー政府の処罰賠償要求文書に見る「捕虜射殺事件」の顛末

1925年にハンガリー政府が日本政府に送った処罰賠償要求文書には元捕虜の証言から再構成した事件の顛末が書かれている。この部分は次の通りである。なお文中の下線は原文によるものである。

(前略) この事件は次のようにして起こった。クラスナヤ・レチカの収容所を日本の兵士が管理していた。捕虜たちにロシアがソヴィエト共和国になったことが伝わった。ロシアの作業員たちは収容所の収容者たちに小さなビラを配った。そのビラはロシアの司令部がロシア国内での無料の鉄道利用を(捕虜たちに)保障するものであった。しかし、そのためには収容所の脱走が必要であった。もらったビラは収容所を離れる証明書ではなかったから。クラスナヤ・レチカの捕虜の多くは脱走に成功したが、ついに日本の司令官のウヘダは「次に脱走を試みるものには武器を使用する」と宣言した。この命令にもかかわらず捕虜たちは脱走を続けたが、日本の監視兵は武器を使うことはなかった。(ヴァルシャーク、ライティク、モルヴァイ、セーカーニ、セレンチ⁽⁴⁹⁾の証言参照)

ピロシュ、ゲルベル、ヘルヴェイの三名は(日本軍からの)命令を読む前に脱走の準備をしており、その命令が彼らの脱走の意志を変えることはなかった。3月4日朝7時ごろ鉄条網で囲われた場所から外に足を踏み出した。計画通り彼らは走り、二つの森の間をC地点の方向に向かった。複数の捕虜が収容所の中からその様子に気がついていて、そして一人の監視兵が彼らをC地点の付近で呼び止めるのを見た。最後には司令部の前に彼らを連行していった。

証人たちは彼らが収容所の正門を通過して日本の司令部の前に連れて行かれるのを見た。拘束された将校たちはそこで大体30分ほどを過ごした。脱走者の拘束は抵抗もなく行われ、その際監視兵が武器を使用することもなかった。(セレンチ、ヴァルシャーク、セーカーニ、ジュッファ⁽⁵⁰⁾の証言参照)

ウヘダ大尉が監視兵にどのような命令を与えたかを確定することは出来ないが、後に収容所内では、ウヘダ大尉が「なぜ脱走者に対して武器を使用しなかったか」と監視兵を叱責したのだと言う噂が流れた。

ウヘダの執務室を出た後、監視兵たちは三人の捕虜を最初に脱走を試みた場所に連れて行った。そしてどのように脱走しようとしたかを見せるように命じた。ホルヴァート (HORVÁTH

49 この部分の証人氏名は次の通り。VARSÁGH Gusztáv, RAJTIK Miklós, MORVAI Herman, SZÉKÁNY Viktor, SZERENCI Zoltán.

50 この部分の証人氏名は次の通り。SZERENCI Zoltán, VARSÁGH Gusztáv, SZÉKÁNY Viktor, ZSUFFA Sándor.

Béla) 証人は柵の近くにいた。監視兵は荷物をつめたばかりの三人の捕虜に柵で囲われた場所の門の方向へ行くように命じた。手でその出口を指し示し、行けという仕草をした。三人が収容所の外に出たとき監視兵たちは荷物を外に出すのを手伝った。戸惑った捕虜たちの姿は、彼らが監視兵たちの意図を理解していないことを示していた。スーチ (SZÜCS László) 証人の証言によれば、監視兵は三人のハンガリー人捕虜に収容所の外にある荷物を持ってどこかへいけという仕草をしたと言う。捕虜たちが身の危険を明らかに感じ、監視兵の指し示す方向に走り出すまでに 15 分ほどの時間がたっていた。(史料不鮮明のため判読不能) 証言によれば三人の捕虜は監視兵の指示に従っていたのであり、監視兵が C 地点への移動の継続を命じていたのである。三人の捕虜はゆっくり監視兵に指し示された方向に進んだ。すると 8 名ほどの他の日本軍兵士が、日本の司令部のある建物にある監視所の中から出てきて、C 地点の方向を向いた二つの場所を占め、7 発ないし 8 発の射撃を三人の将校に浴びせた。彼らは走っていたが、銃弾に当たりその場に崩れ落ちた。(ホルヴァート、モルヴァイ⁽⁵¹⁾の証言参照)

以上の証言から明らかなことは、三人のハンガリー人将校は逃走の途中に撃たれたのではなく、捕縛されたあと、彼らが収容所の外に導き出されたあと撃たれたということである。(中略)

三人の将校の死に関連してもう一つ重要な事実がある。目撃者たちの証言によれば三人の将校は日本兵の射撃の後すぐにたおれた。そこでロベルト・ポリッツェル (Robert POLITZER) 軍医とオシアシ・マルグリチ (Osias MARGULICS) 軍医が C 地点にいた彼らの状況を確認しようとした。ポリツェル軍医は「誰か生きているものはいるか」と聞いた。すると負傷したピロシユが頭を上げた。

軍医が更に接近し治療しようとしたそのとき、一人の日本人がそれを妨げ、引き金を引いた。横たわる彼の頭に更に一発の銃弾を撃ち込んだのである。(レブケ、アベルスマン、ヴァルシャグ、セレンチ、パログ、セーカーニ、ホルヴァート、ショモジ、スーチ⁽⁵²⁾の証言を参照)

バルカイ (BALKAY Sándor) 証人の証言によればこれが致命的な銃撃であったという。銃弾は頭部の上の部分から入って頸椎のうしろの部分に貫通していた。(後略)⁽⁵³⁾

裁判の資料を背景としているだけに具体的に事件の様子を再現している。また日本側の史料の中には出てこない捕虜たちの生の証言が多く含まれており、大変貴重である。この中では二度目の脱走が警備兵による強制であったこと、そして警備兵がまだ息のあった捕虜に対する軍医の施療を妨げた上で止めを刺したことが明確に書かれている。これらの点は上田の最初の報告と合致し、事実と認定して間違いのないであろう。

また、最初の脱走の失敗によって三人が日本の警備兵に捕らえられ、所長室に連行される模様を見ると、武器の使用も捕虜の抵抗もなく行われたことがわかる。一方で上田の執務室を出た後の警備兵の行動は三人の捕虜を殺害する決意を持っているように見える。また三人の捕虜が柵外に出てから後の警備兵の動きは明白な集団行動をとっている。このことは、射撃が警備兵のうちの誰かが偶然思いついた個人的な行動ではなく、予定された集

51 証人氏名は次の通り。HORVÁTH Béla, MORVAI Hermann.

52 証人氏名は次の通り。REPKE János, Karl ABERSMANN, VARSÁGH Gusztáv, SZERENCSEI Zoltán, BALOGH János, SZÉKÁNY Viktor, HORVÁTH Béla, SOMOGYI Dezső, SZÜCS László.

53 JACAR: B02030760000 (第 2-8 画像目)

団行動だったことを示している。

以上から上田の部屋にいた 30 分あまりの間に警備兵が上田から強く叱責され、三人の殺害を上田から厳命された可能性が最も高い。そうであれば、この事件はハンガリー政府の主張するように一種の殺人事件であり、犯罪として罰せられるべきであったと筆者は考える。

まとめ

シベリア出兵期の日本軍管理下の収容所が、一般の日本人とハンガリー人との大規模な邂逅の場となったこと、そして元捕虜がのちの洪日協会を設立する上で大きな役割を果たしたことは歴史上の事実である。しかし、これまでシベリア出兵期の日本とハンガリーの関係は日本軍の軍人による「解放」に対するハンガリー側からの感謝の念が主として強調されてきた。もちろんこの点は一部の捕虜の気持ちを代弁しているとも思われる。

しかし、日本軍の管理下にあった捕虜の数は全体から見るとほんの一握りであり、日本自体も人道問題としての捕虜救出問題には積極的ではなかった。そして解放された捕虜のほとんどは帰国の際に日本に立ち寄ることはなく、ウラジオストクからヨーロッパへ直行した。

また、本稿で検討した捕虜射殺事件は日本人とハンガリー人の相互不信と対立の構図がシベリアの一収容所の中に存在していたことを雄弁に物語っている。人権にかかわる国際問題が第一次世界大戦後の日本とハンガリーの間に存在していたことは今日まで知られていなかったことである。シベリアにおけるハンガリー人捕虜と日本軍将兵との関係、そしてハンガリーと日本との関係が必ずしも美談ばかりではなかったことは明らかであろう。捕虜射殺事件そのものはハンガリー側が主張するように一つの犯罪としての性質が強い。そしてその主たる責任者は上田である。法律や軍規に照らして行動が不適切なら上層部が上田および関係者に必要な処罰を加えれば足りた問題だった。

しかし、捕虜射殺問題が国際問題に発展し、9 年におよぶ長い間両国間の問題であり続けた原因は、日本の組織の内部及び国内組織間の意思疎通と意志決定の問題そのものであったともいえるだろう。この問題は浦潮派遣軍の指揮官が情に流されて身内に甘すぎる処分をしてしまい、これを最後まで押し通そうとしたことに主因がある。一方陸軍省はこの重大さに気がついていながら浦潮派遣軍内部の処分について立ち入ることができず、結局外務省と浦潮派遣軍の間の書類の取次ぎ以上の役割を果たすことができなかった。また外務省も陸軍省と同様に書類の取り次ぎ役に徹していたに過ぎない。外務省がその有能さを発揮したのは弔慰金の金額交渉のときだけであり、しかもそれは加害者である陸軍の利益のためだけに発揮された。陸軍がとった事後処理のまずさと日本側全体としての、一貫した不誠実な対応は非難されるべきである。またこれは戦間期に特有の問題ではなく、「縦割り行政の弊害」などという名称で今日も観察できる。

捕虜射殺事件はまさに忘却の淵にある小さな事件であるが、この事件を通して見る日本人管理者とハンガリー人捕虜の関係、また日本自身の組織の問題は今日でも省みるべきことが多いように思う。